防犯こうち

NO 17

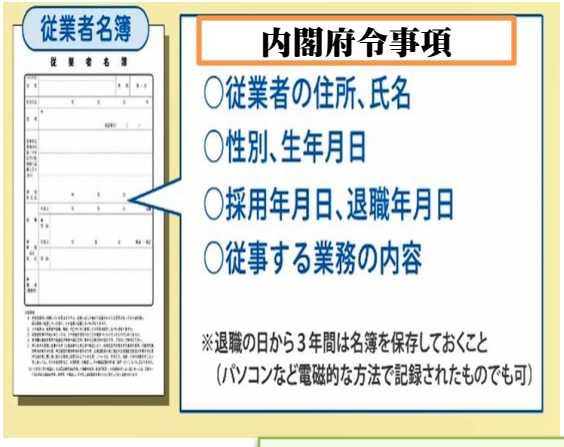
発行編集

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目９番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP http:/www.kochi-bouhan.jp

風営適正化法第36条
従業者名簿の備え付け

従業者名簿備え付けの目的

営業者に従業者名簿を備え付けさせ、従業者に変更がある都度速やかに訂正することによって、営業に従事する者の実態を常に明らかにし、営業者が誤って年少者を使用する等の過ちを犯すことを未然に防止する。



●備え付け方法〔規則第106条〕
従業員が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿をさなえなければならない。

●電磁的方法による記録〔規則第107条〕
電磁的方法による記録も認められる。ただし、必要に応じて「直ちに表示されることができる」方法でなければならない。

ぱちんこ営業で確認書類等

◎氏名・住所・生年月日・性別
運転免許証、マイナンバーカード、住民票等で本人確認

◎外国籍の従業者
在留カード等で氏名・国籍・在留資格等を確認

◎採用年月日
雇用契約書、労働条件通知書、雇用管理システム等で確認

◎従事する業務の内容
雇用契約書、職務内容、勤務実態等で確認

◎退職年月日
退職時に確実に記載・更新

従　業　者　名　簿

<table>
<tr><td rowspan="2">(ふりなが)
氏　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>性　別</td><td>男　・　女</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住　所</td><td colspan="4">〒(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">従事する業務の内容(具体的に)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>採用年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">退　職　等</td><td>年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>事　由</td><td colspan="3">1　解雇　　2　自身の都合による退職
3　死亡　　4　その他(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">雇用時の身分確認</td><td>国　籍・地域</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">外国籍の場合の確認事項</td><td>在留資格</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>在留期限</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>就業許可の種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>確認年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>備考(履歴等)</td><td colspan="4">雇用時の身分確認(　　)</td></tr>
</table>

1　常時勤務している者はもちろん、必要に応じて他から派遣されている者であって当該営業に係る業務に従事している者は、この名簿を作成してください。

2　この名簿は、従事者の解雇、退職又は死亡の日から起算して3年間は営業所ごとに備付けなければなりません。